

佐賀県人事委員会告示第一号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成十二年佐賀県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月二十二日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第十三号の項中「及び保護課」及び「及び療育課」を削り、「春日園」を「療育支援センター」に改め、同表の労働基準法別表第一に掲げる事業以外の事業の項中「及び保護課」及び「及び療育課」を削る。